

南島原市営業時間短縮要請協力金申請要領

第1期

要請期間 令和3年8月10日(火)～令和3年8月23日(月)

南島原市 商工振興課

問合せ先

南島原市地域振興部商工振興課

TEL: 0957-73-6633

開設日時

令和3年8月24日(火)～10月11日(月)
午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝日を除く)

申請先

〒859-2211

南島原市西有家町里坊 96-2

南島原市地域振興部商工振興課

(南島原市役所 西有家庁舎3階)

※「簡易書留」や「レターパック」など
郵便物が追跡できる方法をお願いします。

協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等に、南島原市営業時間短縮要請協力金（以下「協力金」という。）を支給いたします。

2. 支給額

1店舗あたりの支給額 = 以下の表1「1日あたりの支給額」×14（日間）

◎表1

事業規模	算定方法	前年または前々年の 8月における1日あたりの飲食業売上高（消費税を除く）	1日あたりの支給額	備考
中小企業 （個人事業主含む）	売上高方式	83,333円以下	25,000円	A
		83,333円超 25万円未満	前年または前々年の 8月における1日あたりの 飲食業売上高の3割	B
		25万円以上	75,000円	C
大企業 （中小企業も選択可）	売上高減少額方式		前年または前々年との比較による本年8月の1日あたりの 飲食業売上高減少額の4割 ※上限：「20万円」または「前年または前々年の8月における1日あたりの飲食業売上高の3割」のいずれか低い額	D

※留意事項

1. 事業規模は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）の主たる事業の区分に応じ以下のいずれかに該当する場合は中小企業となります。

(1) 飲食業

- ・資本金の額または出資の総額が 5,000 万円以下の会社
- ・常時使用する従業員数が 50 人以下の会社及び個人

(2) サービス業（カラオケなど）

- ・資本金の額または出資の総額が 5,000 万円以下の会社
- ・常時使用する従業員数が 100 人以下の会社及び個人

2. 1日あたりの飲食業売上高について

（詳しくは申請書の様式 3-1 または様式 3-2 を参照）

1日あたりの飲食業売上高

$$= \frac{\text{前年または前々年の8月の飲食業売上高}}{31 \text{ 日}} \quad (\text{※ 1円未満切り上げ})$$

- ・テイクアウト等、長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業は飲食業売上高から除外します。
- ・消費税及び地方消費税は飲食業売上高に含めません。
- ・開店1年の基準日は以下のとおりです。

【第1期の基準日】令和2年8月1日

- ・開店日が令和2年8月1日以前：開店1年以上（様式 3-1）
- ・開店日が令和2年8月2日以降：開店1年未満（様式 3-2）

令和2年8月2日以降に開店した店舗については、開店日から令和3年8月9日までの飲食業売上高を同期間の日数で割った額を「1日あたりの飲食業売上高（1円未満切り上げ）」とします。

3. 1日あたりの飲食業売上高減少額について

（詳しくは申請書の様式 3-1 を参照）

1日あたりの飲食業売上高減少額

$$= \frac{\text{（前年または前々年の8月の飲食業売上高）} - \text{（本年の8月の飲食業売上高）}}{31 \text{ 日}} \quad (\text{※ 1円未満切り上げ})$$

- ・長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業の売上や消費税等の取扱いは上記と同様です。

申請要件

協力金の申請をできる者は、以下の全ての要件を満たす事業者とします。

1. 食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設（飲食スペースを有するもの）またはカラオケ店

※ただし、以下の店舗は、原則、対象外とします。

- ・宅配、テイクアウトサービス専門店（「申請要領P6」参照）
- ・キッチンカー等の移動販売車（「申請要領P6」参照）
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース
- ・自動販売機コーナー
- ・ホテル等の宿泊施設において宿泊客にのみ飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場

2. 店舗が、令和3年8月9日（月）以前から運営されていること。

3. 令和3年8月10日（火）から同年8月23日（月）までの全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後7時までとする）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合には対象外）。

なお、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」認証店の営業時間は午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後8時までとする）（通常の営業時間が午前5時から午後9時までの認証店にあつては、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮したものに限る。この場合、酒類の提供は午後7時までとする）または終日休業したこと（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合には対象外）。

4. 申請事業者が、以下のいずれにも該当しないこと。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- （3）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他市長が認めるもの

申請手続き等

1. 協力金の申請受付期間

令和3年8月24日（火）から同年10月11日（月）まで ※消印有効

2. 申請書類等

以下の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

(1) 申請に必要な書類

- ① 提出書類チェックシート
- ② 南島原市営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式1）
- ③ 誓約書（様式2）
- ④ 申請する店舗の情報【開店1年以上の店舗用】（様式3-1）
- ⑤ 申請する店舗の情報【開店1年未満の店舗用】（様式3-2）

※④、⑤は「申請要領P2」を参照し、該当する様式をご利用ください。

※営業時間短縮要請期間中（8月10日から8月23日まで）に「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合には、次のとおり対応してください。

- ・該当する取組内容の□の両方に✓を入れる。
- ・備考欄に“ながさきコロナ対策飲食店認証日 ●月●日”と記載する。

(2) 添付が必要な書類（チェックシートを参照のうえ、各自でご用意ください。）

- ⑥ 本人を確認できる書類の写し ※個人事業主の場合のみ必要
- ⑦ 振込先口座の通帳の写し
- ⑧ 飲食店・喫茶店営業許可証の写し
※食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けていないカラオケ店は添付不要です。
- ⑨ 店舗名（屋号等）がわかる外観の写真
- ⑩ 店内（飲食スペース）の写真
- ⑪ 休業・営業時間短縮の状況がわかる写真等（変更前後の営業時間を確認できる店頭ポスターやチラシ、ホームページなど）
- ⑫ 「認証ステッカー」を掲示している写真 ※該当店舗のみ必要

※営業時間短縮要請期間中（8月10日から8月23日まで）に「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合は、“変更前”“変更後”の写真等を提出してください。

（次ページに続く）

※表1の「備考」欄でB、C、Dに該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

⑬ 前年度または前々年度の確定申告書の控えの写し

ただし、確定申告の義務のない者に該当する場合は、住民税の申告書（市民税県民税申告書）の控えの写し

※飲食業売上高の算出基礎資料の該当月が含まれている確定申告書を提出してください。

例)「個人」、表1の「備考欄」Bの場合

算出基礎資料を令和元年8月とした場合、令和元年度の確定申告書が必要です。

なお、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、法人設立届出書の写しまたは開業届の写し

⑭ 開店1年以上の店舗の場合は、店舗の前年または前々年の8月の飲食業売上高がわかる書類（売上帳簿の写しなど）

なお、開店1年未満の店舗の場合は、開店日から令和3年8月9日までの飲食業売上高がわかる書類（売上帳簿の写しなど）

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

※表1の「備考」欄でDに該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

⑮ 店舗の今年の8月の飲食業売上高がわかる書類

（売上帳簿の写しなど）

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

3. 協力金の申請に必要な書類の入手方法

以下の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・南島原市商工振興課（西有家庁舎3階）及び支所、商工会の窓口
- ・南島原市のホームページからダウンロード

4. 申請方法

以下の申請先あて郵送または持参してください。なお、郵送の場合は、「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法でお願いします。

【申請先】 〒859-2211

南島原市西有家町里坊 96-2

南島原市地域振興部商工振興課

（南島原市役所 西有家庁舎3階）

5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に代えます。なお、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

申請書類等の留意事項

1. 原則として、以下の申請書類等については、事業者名や店舗名がすべて一致します。
 - ・南島原市営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式1）
 - ・誓約書（様式2）
 - ・申請する店舗の情報（様式3-1）または（様式3-2）
 - ・本人を確認できる書類の写し ※個人事業主の場合のみ必要
 - ・振込先口座の通帳の写し
 - ・飲食店・喫茶店営業許可証の写し
2. 上記について、何らかの事情により事業者名や店舗名が一致しない場合は、以下の例により追加書類の提出等をお願いします。
 - 例1）営業許可証の名義人と申請者が一致しない場合
⇒両者の関係を記載した「理由書」（任意様式）を提出。
 - 例2）営業許可証と店舗名（屋号等）がわかる外観の写真の店舗名が一致しない場合
⇒「申請する店舗の情報」（様式3-1）（様式3-2）の備考欄に、その理由を記載。
3. テイクアウトや移動販売車については、テーブルやイスを設置しイートインスペースを設けている場合があります。こうしたケースでは、店舗の売上金額や件数等において、イートインスペースが主であれば、協力金の支給対象となります（ただし、「仮設」の営業許可は対象外とします）。
イートインスペースでの飲食とテイクアウトでは消費税率が異なるため、消費税等を参考にどちらが主か見極めたうえで、申請する店舗の情報（様式3-1）（様式3-2）の備考欄に、その旨を記載してください。
記載例）帳簿の消費税により、イートインスペースが主であると判断した。
4. 記載している申請書類等のみでは営業実態が確認できない場合は、必要に応じて、別途、追加書類を提出していただくことがあります。

その他

1. 協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、協力金の支給決定を取消し、協力金を全額返還いただくとともに、協力金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率 10.95%の割合で計算した額）の納付を求めることがあります。
2. 申請内容に不正があった場合には、協力金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
3. 本申請に係る書類、帳簿等については、令和 9 年 3 月 31 日まで保存をしてください。

4. 問合せ先

南島原市地域振興部商工振興課

電話番号 0957-73-6633

開設日時 令和 3 年 8 月 2 4 日（火）～ 1 0 月 1 1 日（月）

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分（土日祝日を除く）